

## 県の契約の在り方検討について

### 1 経緯等

- ・県の契約の在り方については、府内に設置したプロジェクトチームで検討し、本年7月に検討内容を中間報告としてまとめた。
- ・中間報告においては、県の契約に当たって留意すべき事項、県の契約を通じて実現しうる効果を4項目に整理し、①公正性・経済性・競争性の確保を原則としつつ、②品質の確保、③地域経済の活性化、④社会的価値の実現等を志向していくことが、県民生活の向上、地域社会の継続的な発展に寄与し、持続可能な滋賀の実現、SDGsの達成にもつながる、という考えを示した。
- ・8月からは、有識者等からなる「滋賀県契約の在り方検討懇話会」を設置するとともに、関係団体へのヒヤリングを行い、意見を聴いてきた。
- ・それらを踏まえ、持続可能な滋賀の実現を目指し、県民の理解を得て事業者と協働して取り組んでいくため、県の契約に関する基本的な理念などを定める条例を制定することとした。

### 2 条例の方向性

- ・県の契約に関する基本的な理念を、公正性・経済性・競争性の確保、品質の確保、地域経済の活性化、社会的価値の実現という4項目とする。
- ・県の契約に関する具体的な取組について、基本となる方針を条例に基づき策定する。
- ・県の契約に関する取組の状況を確認し、改善するための仕組みを構築する。  
→県の契約を通じて地域経済の活性化、社会的価値の実現等を目指すことを明確にすることができる。  
→県の契約に関する理念を県民や事業者と共有し、事業者の負担に配慮しつつ、協力・理解を得て取り組んでいくことができる。  
→取組が体系的に整理され、府内の連携を強化し、バランスよく着実に取組を推進することができる。  
⇒これらにより、本県の経済および社会の持続的な発展に寄与する。

### 3 今後の進め方

- ・条例や具体的な取組の内容を検討していくに当たっては、引き続き、有識者や関係団体等の意見を聴きながら進める。
- ・令和3年度中の定例会議に条例案を提案できるよう、条例骨子案、条例要綱案等を検討・作成し、適宜、県議会に状況を報告する。
- ・これまでにいただいた意見の中で具体的な取組として直ちに取り組めることについては、条例の検討と並行して進めていく。

(参考) 懇話会、関係団体ヒヤリングにおける主な意見

懇話会、関係団体ヒヤリングにおいていただいた主な意見は以下のとおり。

<懇話会>

- ・持続可能な滋賀の実現に向けては、中間報告で整理した4項目はどれも重要であり、それらをバランスよく進めていくことが必要である。
- ・県内に発注することで雇用を含めた経済的な効果があることを示し、県内事業者への発注を促進すべきである。
- ・県の契約が、事業者の環境面やSDGs推進の取組などを後押しするものになるとよい。事業者の負担に配慮することも必要である。
- ・県が県の契約についての方針や手法を整備することで、民間の契約についても適正な契約を促す効果が期待できる。
- ・県民、事業者と共有し、十分に議論された取組とするためにも、条例を制定することが望ましいのではないか。

<関係団体>

- ・業務委託においても工事と同様、県内事業者の受注機会が増えるようにしてほしい。公正性と地域経済の活性化とのバランスが必要である。
- ・品質の確保のためには、発注者側の仕様書の作成や成果物の検査に係る能力を上げることも必要である。
- ・公共サービスの品質の確保、地域経済の活性化のためにも、県の契約に関わる労働者の賃金等の労働環境の向上が必要である。